

みなとみた

2026 3
No.174

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～9

年末・年始 Safe Work 推進強調期間における建設現場に対する集中指導の実施結果等について／三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／令和6年労働災害発生状況(東京都内)／女性活躍推進法4月1日以降の『行動計画策定届』、提出準備はできていますか？／労働基準監督署チャットボットのご案内

厚生労働省／東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 10～11

最近の雇用失業情勢／求人申込みには、求人者マイページの活用をご検討ください！

協会だより ● 12～16

2026年新年賀詞交換会のご報告／労働保険料の納付手続き完了のご報告／2026年度定期総会のご案内／講習会等のご案内／定期健康診断のご案内／2026年度講習会等予定表

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることができます。ご活用いただけますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)

*この会報は、当協会のホームページのトップページ右列下にも掲載しております。会報の郵送を希望されない方はご連絡ください。



年末・年始Safe Work推進強調期間における 建設現場に対する集中指導の実施結果等について

東京労働局は、令和7年度「年末・年始Safe Work推進強調期間」の取組の一環として、令和7年12月中に、東京都内で施工する建設工事545現場に対して安全衛生を中心とした現場指導を実施しましたので、その結果について公表します。

東京労働局では、建設事業者に対して、安全衛生管理活動の活性化、墜落・転落災害防止対策等について、引き続き周知・指導に取り組んでまいります。

【指導結果】

(1) 指導現場数	545現場
(2) 違反があった現場数	283現場 (51.9%)
主な労働安全衛生法違反事項〈違反があった現場数に占める割合〉	
① 元請事業者としての安全衛生管理	207現場 〈73.1%〉
② 墜落・転落防止措置	167現場 〈59.0%〉
③ 型枠支保工の倒壊防止措置	50現場 〈17.7%〉

建設現場に対する集中指導における法違反の状況

1 違反数及び違反率

違反率は51.9%であり、違反があった283現場の15.2%に相当する43現場に対し、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を実施した。

	建築	土木	解体	その他	合計
指導現場数	432	16	36	61	545
法令違反現場数	235	8	15	25	283
違反率	54.4%	50.0%	41.7%	41.0%	51.9%
作業停止等命令現場数	39	0	2	2	43
法令違反現場数に対する割合	16.6%	0.0%	13.3%	8.0%	15.2%

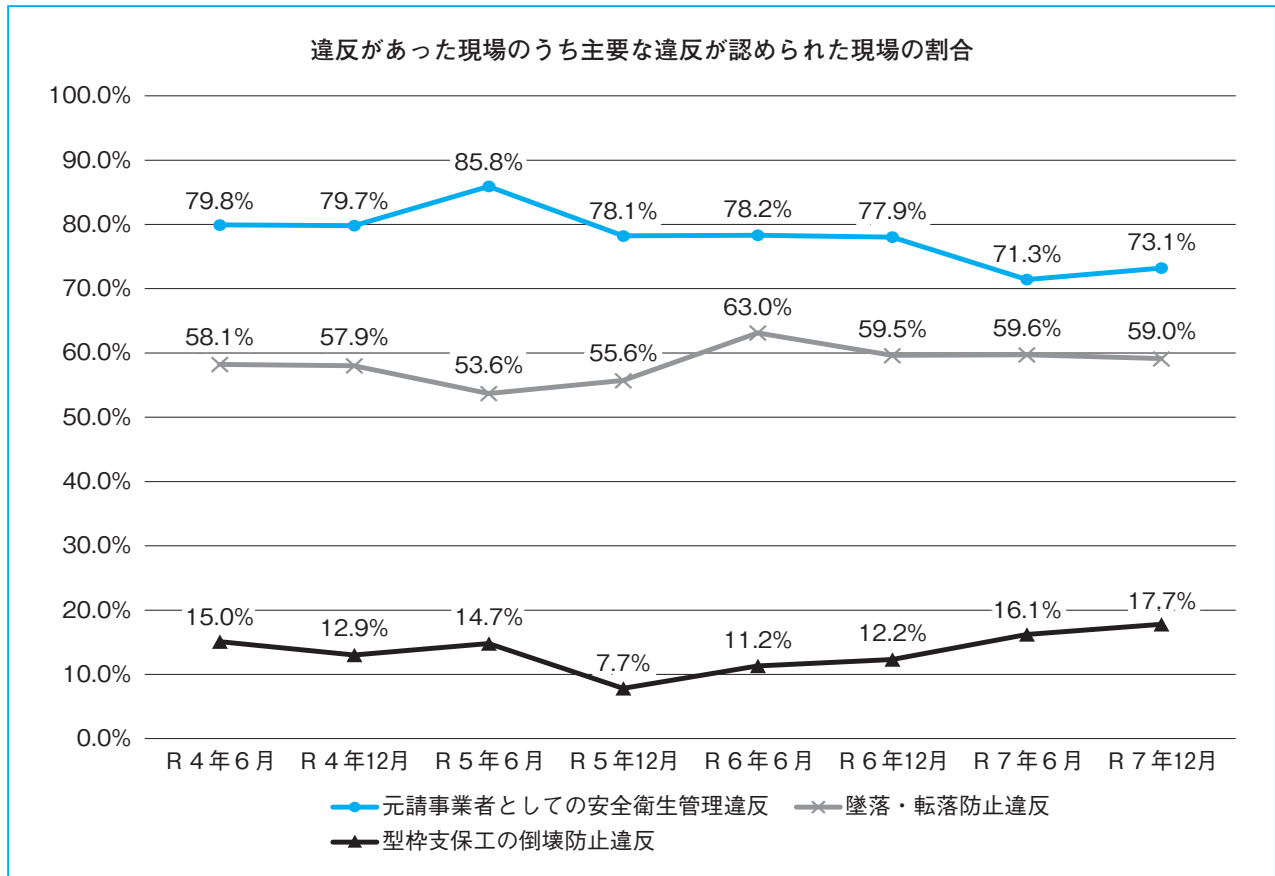
2 違反事項別の違反率（違反現場数（283現場）に対する違反事項別現場数の割合）

「元請事業者としての安全衛生管理」の違反率が73.1%（207現場）、重篤な災害につながる「墜落・転落防止措置」の違反率が59.0%（167現場）であった。

違反事項	違反現場数	主な内容
【元請事業者としての安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置 下請事業者に対する指導関係	207現場 (73.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第29条） ・下請事業者に使用させる設備に対する災害防止措置の未実施（安衛法第31条）
【墜落・転落】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	167現場 (59.0%) うち、 ・手すり等 がなかつ た現場… 81現場	<ul style="list-style-type: none"> ・高所作業のための作業床の未設置（安衛則第518条） ・足場の手すり等の未設置（安衛則第563条、第655条） ・高所の作業床の端・開口部の手すり等の未設置（安衛則第519条、第653条） ・幅1メートル以上の箇所における本足場の未設置（一側足場の設置を含む）（安衛則第561条の2）
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	50現場 (17.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・組立図の未作成（安衛則第240条） ・支柱の脚部の固定等滑動防止措置の未実施（安衛則第242条） ・組立時の立入禁止措置の未実施（安衛則第245条）
【粉じん作業】 粉じんばく露防止関係	18現場 (6.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・資材の切断等の作業における防じんマスクの不使用（粉じん則第27条）
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	16現場 (5.7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械の種類・作業方法等の計画の未作成（安衛則第155条） ・運転中の建設機械付近への立入禁止措置の未実施（安衛則第158条）
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	4現場 (1.4%)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動式クレーンの作業方法の未決定（クレーン則第66条の2）

※「安衛法」…労働安全衛生法、「安衛則」…労働安全衛生規則、「粉じん則」…粉じん障害防止規則、「クレーン則」…クレーン等安全規則

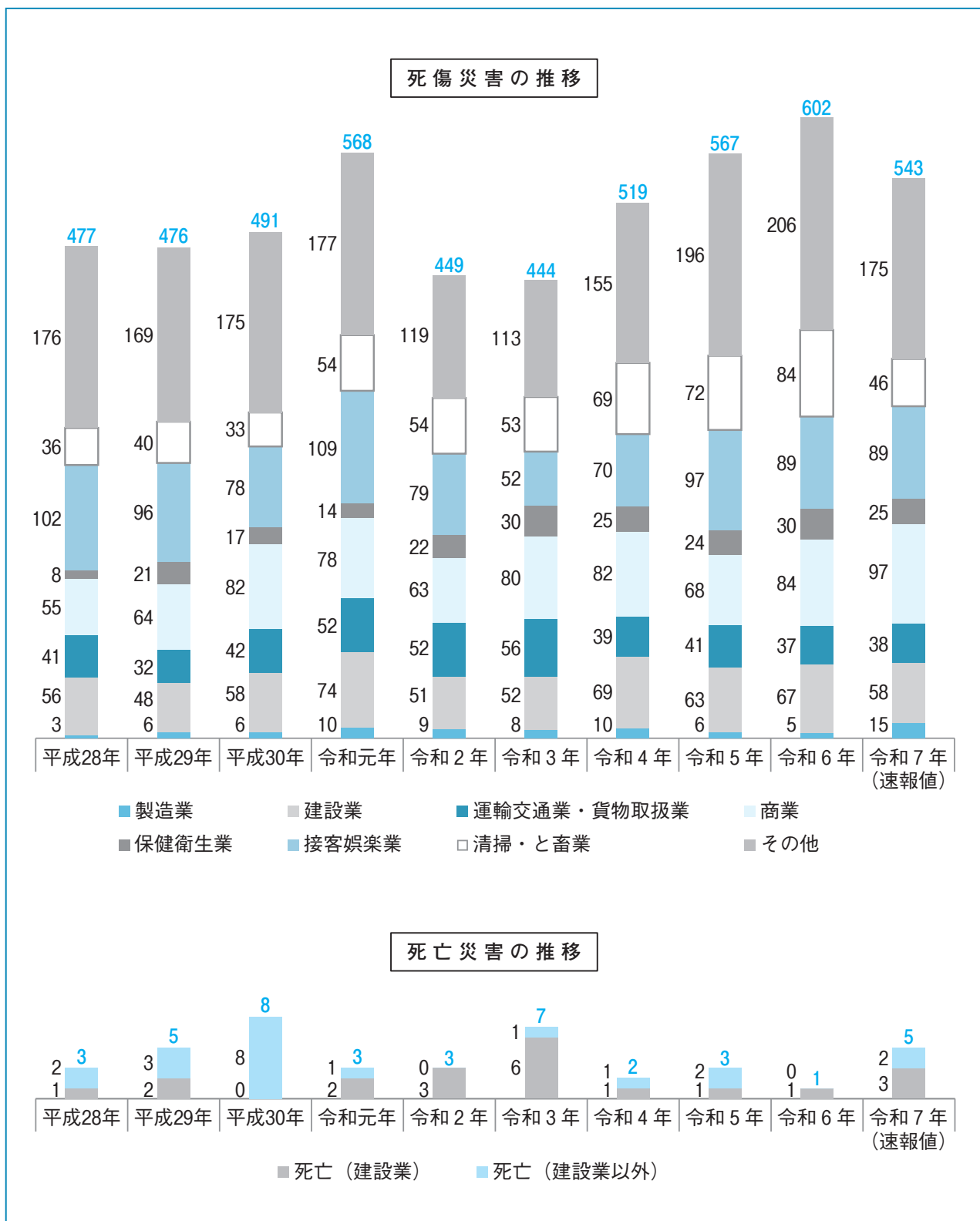
集中指導における主要違反事項の違反状況等



	R 4年 6月	R 4年 12月	R 5年 6月	R 5年 12月	R 6年 6月	R 6年 12月	R 7年 6月	R 7年 12月
元請事業者としての安全衛生管理違反	79.8%	79.7%	85.8%	78.1%	78.2%	77.9%	71.3%	73.1%
墜落・転落防止違反	58.1%	57.9%	53.6%	55.6%	63.0%	59.5%	59.6%	59.0%
型枠支保工の倒壊防止違反	15.0%	12.9%	14.7%	7.7%	11.2%	12.2%	16.1%	17.7%
粉じん作業	2.4%	1.7%	4.2%	2.8%	3.7%	3.1%	3.5%	6.4%
建設機械作業の危険防止違反	3.4%	4.6%	4.2%	4.6%	4.2%	4.2%	4.2%	5.7%
クレーン作業危険防止違反	3.0%	3.4%	3.1%	11.7%	3.3%	2.5%	2.1%	1.4%

三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

令和7年の休業4日以上死傷者数（令和8年1月末日時点の速報値、新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）は、543人（製造業15人、建設業58人、運輸交通業・貨物取扱業38人、商業97人、保健衛生業25人、接客娯楽業89人、清掃・と畜業46人、その他175人）で前年同期に比べて3.9%減少しています。また、死亡災害については、建設業3件、接客娯楽業1件、その他3次産業で1件発生しています。



令和6年労働災害発生状況

死亡者数は前年比で12人減少、休業4日以上之死傷者数は4年連続増加

東京労働局は、令和6年の東京都内の労働災害の発生状況を取りまとめましたので、公表します。令和7年度は、「第14次東京労働局労働災害防止計画」（以下「14次防」という。）（令和5年度～令和9年度）の中間年度です。14次防では、令和4年比で死亡者数及び休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）の5%以上減少を目標としており、引き続き、労働災害防止対策の推進に取り組んでまいります。

【令和6年労働災害発生状況の概要】

1 死亡者数 ※1

- 死亡者数 34人（前年比12人、26.1%減）
- 14次防の重点業種では、
 - ・建設業 11人（前年比6人、35.3%減）
 - ・陸上貨物運送事業 4人（前年比2人、100.0%増）
 - ・製造業 1人（前年比1人（50.0%）減）
 - ・ビルメンテナンス業 2人（前年比1人、100.0%増）

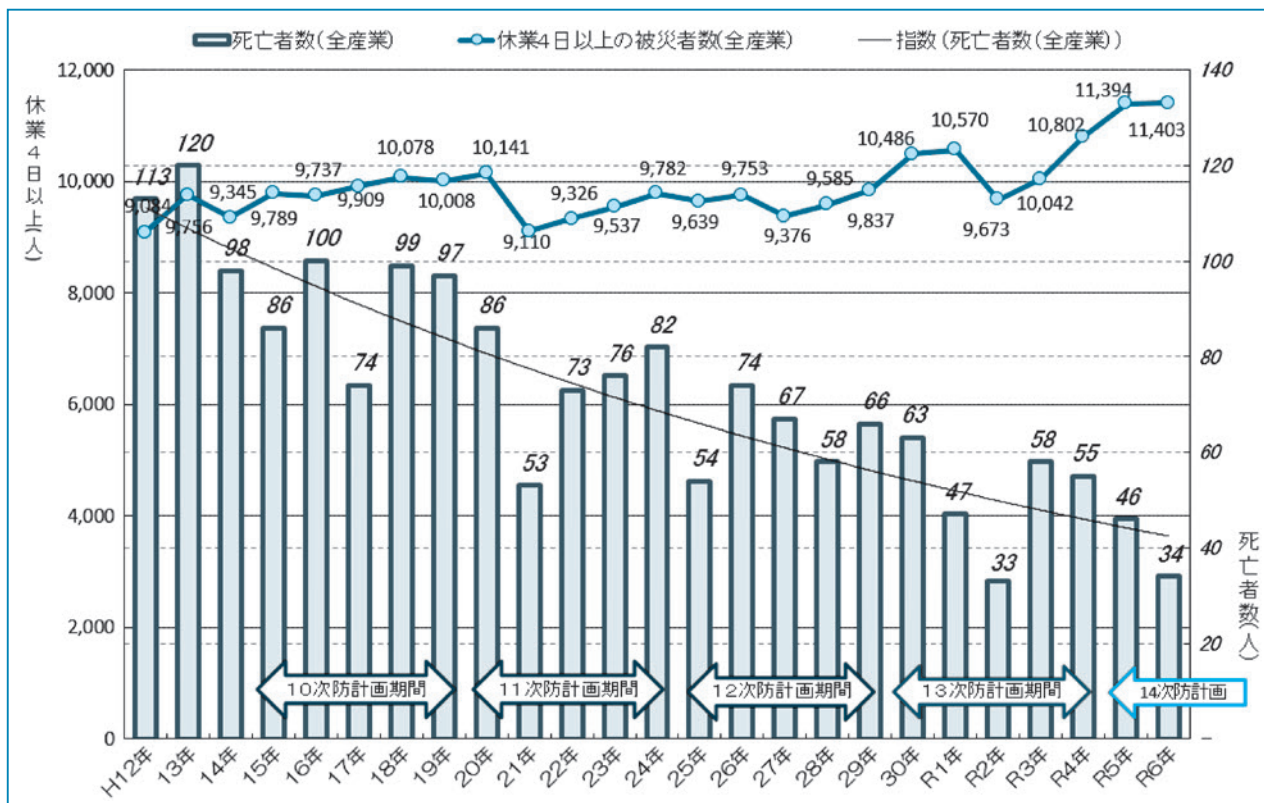
2 死傷者数 ※1※2

- 死傷者数11,403人（前年比9人、0.1%増）
- 14次防の重点業種では、
 - ・小売業 1,588人（前年比120人、8.2%増）
 - ・社会福祉施設 1,263人（前年比68人、5.1%減）
 - ・飲食店 857人（前年比7人、0.8%増）
 - ・陸上貨物運送事業 1,068人（前年比30人、2.7%減）
 - ・ビルメンテナンス業 646人（前年比7人、1.1%増）
- 事故の型別では、以下で増減。
 - ・「転倒」3,204人（前年比276人、9.4%増）
 - ・「動作の反動・無理な動作」2,320人（前年比48人、2.1%増）
 - ・「墜落・転落」1,550人（前年比80人、4.9%減）

※1 死亡者数及び死傷者数は、いずれも新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

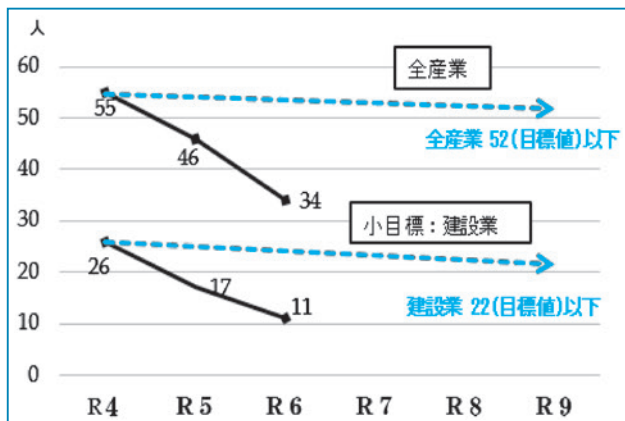
※2 事業者から提出される労働者死傷病報告を基に、休業4日以上之死傷者数を集計。なお、これらの件数に通勤中に発生したものは含まないもの。

【東京労働局管内の労働災害の推移】

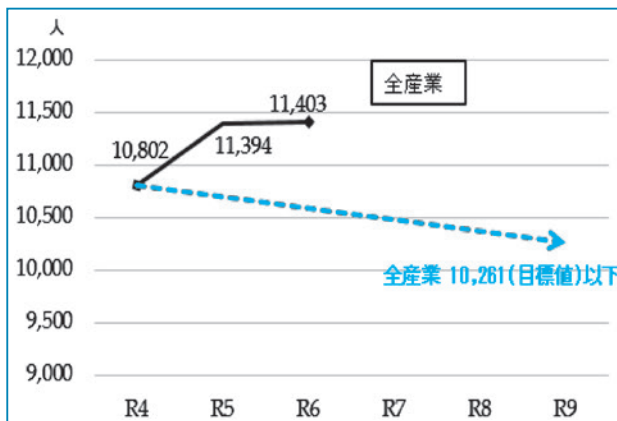


【14次防計画の目標と労働災害発生状況】

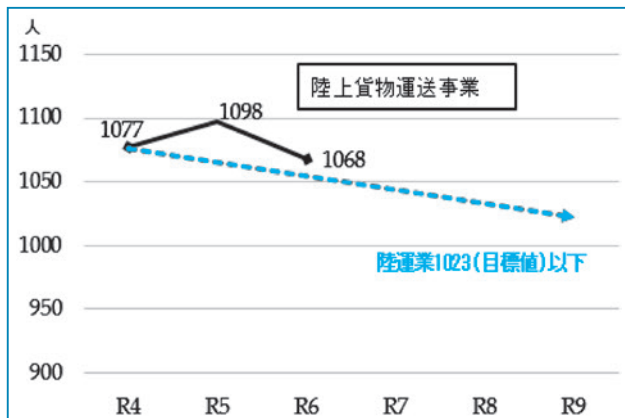
1. 死亡災害の目標と労働災害発生状況



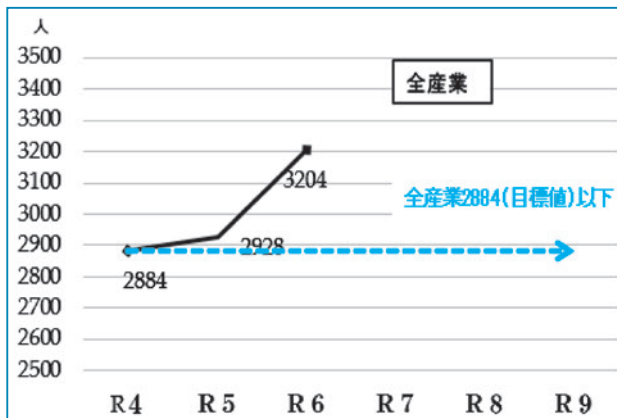
2. 死傷災害の目標と労働災害発生状況 (全業種)



3. 死傷災害の目標と労働災害発生状況 (陸運業)



4. 死傷災害の目標と労働災害発生状況 (転倒災害)



⚠ 常時雇用する労働者101人以上の東京都内の企業の皆さまへ

女性活躍推進法 4月1日以降の『行動計画策定届』、 提出準備はできていますか？

【行動計画とは】 

女性活躍推進法に基づき、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために企業が策定する計画です

【対象となる企業】 

常時雇用する労働者（※）が101人以上の企業

※「常時雇用する労働者」とは

正社員だけでなくパート、契約社員などの名称にかかわらず、①期間の定めなく雇用されている者 ②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

【企業が行うこと】 

STEP1 新しい行動計画の策定



・計画期間・目標・取組内容・実施時期を記載

STEP2 行動計画を企業内に周知、外部へ公表



★公表は「女性の活躍推進企業データベース」への掲載が最も適切です！

STEP3 東京労働局に行動計画策定届の提出 提出方法: 郵送・窓口・電子申請

【提出のタイミング】 

令和8年3月31日までに現行行動計画の終期を迎える企業は、新たな行動計画を策定後、速やかに届出する必要があります。

策定届の提出がない場合、女性活躍推進法第30条に基づき報告徴収が行われることがあります。

チェック

記載内容に不備があると受付ができません
特に策定届の『8』の(1)(3)の(済)に○印をお忘れなく！



詳細は、女性活躍推進法 特集ページをcheck 

【策定届の提出先・お問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

所在地: 東京都千代田区九段南1-2-1

電話: 03-3512-1611 受付時間: 8時30分~17時15分



労働基準監督署

チャットボットのご案内



労働基準監督署の業務に関する

一般的なお問い合わせに24時間対応しています。

こんなご質問はありませんか？

労働者の方

労働基準監督署の
開庁時間を教えて
欲しい

会社の都合で仕事を
休まされているが
休業手当はないのか
知りたい

労働基準監督署の
住所・電話番号を
教えて欲しい

どのような場合に
労災と認められるのか
知りたい

事業主の方

ストレスチェック制度
とは何か知りたい

最低賃金はいくらか
知りたい

労働契約書（雇用
契約書）の作り方を
教えて欲しい

労働者が怪我をしてしまっ
たので、労災の手続きや
請求書の書き方について
教えて欲しい



PC/スマホどちらも24時間対応！ぜひご活用ください！



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

https://lscb.necarcloud.jp/qadialog_webchat/



最近の雇用失業情勢

○令和8年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆完全失業率（季節調整値）2.7%であり、前月より0.1ポイント上昇となった。
- ☆完全失業者数（季節調整値）は、191万人と前月より6万人増加した。
- ☆就業者数（季節調整値）は、前月より29万人減少し、6,817万人。
- ☆雇用者数（季節調整値）は、前月より11万人減少し、6,197万人。
- ☆主な産業別雇用者を前年同月と比べると、「製造業」、「生活関連サービス業、娯楽業」「学術研究、専門・技術サービス業」などが減少している。
- ☆令和8年1月の有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍であり、前月より0.02ポイント低下となった。
- ☆令和8年1月の新規求人倍率（季節調整値）は2.11倍であり、前月より0.03ポイント低下。

内閣府の月例経済報告（令和8年2月）「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待される。ただし、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」「雇用情勢は、改善の動きがみられる。人手不足感が高い水準となっている。」

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
4年度	2.30	3.20	14.76	1.31	1.60	6.89	6,330	8,929
5年度	2.28	3.59	16.25	1.29	1.78	7.45	6,415	9,189
6年度	2.26	3.65	16.46	1.25	1.76	7.25	6,381	8,997
8年1月	2.11	3.38	14.02	1.18	1.73	7.06	5,197	7,438

- (注意) 1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。
 2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。
 3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。
 4. 季節調整値はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)により毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われます。

○都内ハローワーク窓口の求人・求職状況（令和8年1月、数字はすべて原数値）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数は352,188人（前年同月比4.1%減）で、8か月連続で前年同月を下回った。また、新規求人数は126,716人（前年同月比3.5%減）で、6か月連続で前年同月を下回った。

有効求職者数は193,940人（前年同月比2.4%減）で、3か月連続で前年同月を下回った。一方、新規求職者数は37,436人（前年同月比4.6%増）で、2か月連続で前年同月を上回った。

就職件数は5,197件で、前年同月より4.4%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は2,294件（前年同月比7.5%減）、パートは2,903件（前年同月比1.8%減）であった。

東京都産業労働局「東京の企業倒産状況」（株東京商工リサーチ調べ）によれば、1月の都内の倒産件数は117件（前年同月比23.0%減）であり、業種別件数では、サービス業（34件）、宿泊業、飲食サービス業（14件）、建設業（13件）の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等の情報提供をしております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官（TEL 03-5419-8609 部門コード 37#）

ハローワークをご利用の事業主の皆さまへ

ご希望あれば、ハローワーク職員
が訪問し、開設を支援します！

求人申し込みには、

求人者マイページの活用をご検討ください！

「求人者マイページ」とは？

求人者サービスをオンライン上で受けられる事業主向け専用ページです。ハローワークにメールアドレスを登録後、パスワードを設定するだけで簡単に開設できます。

メリット①：いつでも、どこでも求人申し込みができます！

パソコン・スマートフォン等から求人申し込みできるので、
在宅勤務や出張等で事業所にいなくても登録が可能です。

メリット②：職場の風景、自社製品等をPRできます！

求人票だけでなく、自社のPR画像を公開することができます。
仕事の特徴や魅力を伝えることで、求職者のイメージアップ、
応募につなげていくことが可能です。

メリット③：求職情報を検索し、「リクエスト」ができます！

ハローワーク求職者の情報を検索し、求職者の方へ「リクエスト」
ができるので、積極的な採用活動を行うことが可能となります。

※ 「リクエスト」とは、公開された求職情報を求人者が見て、自社の求人に応募してほしい求職者を選定し、応募の検討を依頼するものです。

※ ハローワークに登録している求職者のうち、経歴、専門知識、資格や希望条件など求職情報を求人者にPR（公開）することを希望している方々の情報（氏名、連絡先などの個人が特定される情報を除く）を検索できます。

※ 有効中の求人がある場合に利用できます。

メリット④：過去に出した求人データを活用（転用）できます！

過去の求人履歴を利用して新たな求人申し込みができるため、求人
情報を自社で保存する必要がなく、管理もしやすくなります。

【お問い合わせ先】

ハローワーク品川 求人担当

TEL：03-5419-8609（31＃）

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



2026年 新年賀詞交歓会のご報告

1月23日（金）午後5時30分からオークラ東京 プレステージタワー7階「メイプル」において、新年賀詞交歓会が約100名の皆様のご出席をいただき開催されました。

ご来賓として、東京労働局から川又修司労働基準部長様、神子沢啓司監督課長様、港区から清家愛区長様、三田労働基準監督署から田中宏治署長様、西田幸弘副署長様、野口俊也副署長様、安原恵子副署長様ほか幹部職員の皆様、品川公共職業安定所から東雅人所長様、星野亜弓管理部長様、加藤未来職業相談部長様、安食仁雇用開発第1部長様、原和也雇用開発第2部長様にご出席いただきました。

交歓会は、松岡会長から世界情勢・経済環境ともに先行きが見えにくい状況のなか、会員の皆様、地域や行政の皆様と力を合わせることで新たな道を切り拓ける1年にしてまいりたいとの主催者挨拶で始まりました。次いで、ご来賓の川又東京労働局労働基準部長様からは、第14次労働災害防止計画3年目という節目を迎え、基本目標を実現するため労働災害防止対策を推進するとご祝辞を、また、清家区長様、田中署長様、東所長様のご祝辞では各行政の現況などについてご説明いただきました。

米澤副会長の乾杯の発声ののち、会員同士や行政の皆様との名刺交換や歓談が行われ、柳田副会長の中締めで盛会のうちにお開きとなりました。

ご多忙の中、ご出席いただきました会員の皆様に御礼申し上げます。



松岡会長挨拶



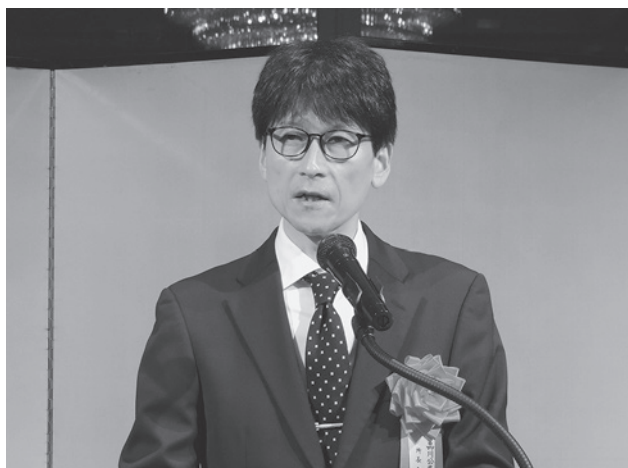
清家区長様



川又労働基準部長様



田中署長様



東所長様



ご出席の皆様

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、令和6年度確定、令和7年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

2026年度定期総会開催のご案内

2026年度（第78回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時：2026年5月25日（月） 午後4時～5時

会 場：東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

総会、懇親会ともに2階 サンフラワーホール

総会終了後、東京労働局・三田労働基準監督署等の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして懇親会を開催いたしますので併せてご参加くださいますようお願いいたします。

講習会等のご案内

企画中の講習会からご紹介します。

1 行政関連の講習会

- **無料** 令和8年度 東京労働局（監督署・ハローワーク・需給調整事業部）
行政運営方針の説明会 4月23日（木）オンライン

「働き方改革」の実現に向け、働く人々の労働環境が大きく見直されている現状の中、令和8年度に東京労働局が取組む労働行政の重点課題が示されます。三田労働基準監督署、ハローワーク品川、東京労働局需給調整事業部の担当官が、東京労働局の行政運営方針に基づき策定された具体的な取組についての説明をいたします。人事・労務管理を担当される皆様のご参加をお待ちしております。

2 協会企画講習会（お申込の状況により中止させて頂く場合がございます）

（1）資格関係

- **有料** 安全管理者選任時研修（第1回）4月21日（火）～22日（水）

50人以上の工業的業種事業場に義務付けられている「安全管理者」の選任において、本研修の修了が必要です。

- **有料** 衛生管理者受験準備講習会（第1回）5月19日（火）～21日（木）

衛生管理者試験合格を目指す方のための講習です。業種に関わらず常時50人以上の労働者を使用する事業場では衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければなりません。

- **有料** 衛生推進者養成講習（第1回）6月19日（金）

常時10人～49人の労働者を使用する非工業的業種の事業場では、労働安全衛生法第12条の2により一定の実務経験者等から「衛生推進者」を選任し、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

（2）労務管理関係

- **無料** 新入社員安全衛生教育講習会 4月16日（木）オンライン

新入社員を対象とする「雇入れ時の安全衛生教育」は、労働安全衛生法第59条に基づきその実施が必要となります。（一社）三田労働基準協会では、職場の安全衛生の基本について新入社員に対し安全衛生教育講習会を開催いたします。「安全衛生の基本」を学んでいただく講習会です。

- **有料** 労災保険給付の実務基礎講習会 5月27日（水）

労災保険実務を初めて担当する方、労災保険制度の仕組みや労災保険給付の基礎的な知識を理解したい方を対象とした講習会を開催いたします。労災保険制度の概要、対象となる「労働者」や「保険事故」とは、労働基準監督署における調査の流れなどをベテランの講師が具体的に解説いたします。

- **有料** 連続講座 人事労務担当者基礎講習 6月3日（水）～4日（木）

労働基準法、労働安全衛生法、契約法、パート・有期労働法、派遣法、マイナンバー制、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、及び人事労務管理の基礎について、社会保険労務士が解説します。改正された内容も含んでおり、新たに人事労務担当者になった方にもお勧めする講習会です。

- **有料** 実務基礎講座 人事・労務担当者のための労基法 6月17日（水）

人事・労務担当者のために必要な基本的事項について、労基法の実務基礎講座を開催します。

- **有料** 実務基礎講座 雇用保険・社会保険 6月23日（火）

最近の法改正を踏まえ、雇用保険、健康保険、厚生年金保険について、迅速かつ適正な手続ができるように、各種手続きについて、担当者の疑問を解消します。

- **有料** 実務基礎講座 業務上災害・通勤災害の労災保険給付手続き A to Z 6月25日（木）

業務上災害・疾病、通勤災害について、迅速かつ適正な労災保険給付の請求ができるように、人事・労務担当者向けに労災手続きの実務講習会を開催します。

※詳しくは当協会HPをご覧ください。（開催の有無、日時・会場の変更について、当協会HPに随時掲載いたしますのでご確認をお願いします。）

定期健康診断のご案内

(一社)三田労働基準協会 TEL 03-3451-0901

令和6年の定期健康診断結果では、血中脂質31.2%、血圧18.4%、肝機能検査16.2%の方に所見があり、何らかの所見がある労働者は59.4%（厚労省調）にのぼっています。

当協会では、労働安全衛生法で実施が業務付けられている、定期健康診断及び有機溶剤、鉛などの特殊健康診断を下記の要領で実施いたします。この機会をぜひご利用下さいませようご案内申し上げます。

記

- 健診日時 2026年6月29日（月）午前9時～11時30分まで（受付終了11時まで）
- 健診会場 三田労働基準協会ビル（港区芝4-4-5）1階研修センター
- 申込方法 5月28日（木）までに、本ページをコピーしてFAX又は郵送でお申込みください。
- 検査結果 健診後約3週間で、健康診断結果書類を、事業場宛てに郵送致します。
返送料として30人未満の場合のみ800円をご負担願います。
- 健診実施機関 (一財)全日本労働福祉協会 〒143-0016 大田区大森北1-18-18-3 F
TEL 03-5767-1713 FAX 03-3765-1662 渉外部 照井

健康診断申込書(送付先:三田労働基準協会) FAX 03-3451-7692

事業所名			
所在地	〒		
担当者名	電話番号		
	FAX番号		
受診人数	A(1)基本定健(法定全項目) 11,000円(消費税込)		
	男	名	
	女	名	
	計	名	

◎30人以上の場合は、ご希望により巡回健診を実施することも可能です。ご相談下さい。

◎特殊健診をご希望の事業場は、以下にご記入下さい。一般健診と同時に実施します。

有害物質・有害要因	料金(消費税込)	受診人数
有機溶剤(種類により料金が異なります)	2,750～7,700円	名
鉛およびその化合物	7,865円	名
じん肺	4,290円	名
電離放射線	3,850円	名
特定化学物質(種類により料金が異なります)	2,420～9,240円	名
紫外線・赤外線	2,420円	名
VDT作業	6,050円	名
レーザー光線	4,950円	名
大腸がん検査	1,100円	名
前立腺検査(男性のみ)	3,080円	名

2026年度講習会等予定表

日程・内容は変更になることがあります。法改正説明会その他追加開催を行う場合は、別途郵送・HP等でお知らせします。

講習等の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
労務・安全衛生管理等講習会 (年間10～15回予定。別途案内)	16※	27	3・4	○	○	○	○	○	○	○	○	
一般 労務 管理※	雇用均等行政講習会					○						
	行政運営方針説明会	23										
	労務管理講習会		15					4				
	労災保険実務講習											
	外国人労働者労務管理説明会						20					
安全 衛生	安全週間説明会			10								
	労働衛生週間説明会					10						
	港地区健康と安全推進大会							10				
	健康づくり研究会講習会 (労働衛生週間説明会へ)											
	衛生管理者等支援講習会									20		
資格 関係等	危険予知訓練実務講習会						□17					
	新入社員等安全衛生教育担当者講習											□10
	フォークリフト運転技能講習							□学科8 実技10・ 11・12				
	玉掛け技能講習				□学科 16・17 実技19							
	粉じん作業者特別教育						□10					
	研削といし取替え等特別教育					□20						
	プレス作業者特別教育								□11			
	クレーン運転(5t未満)特別教育											
	足場の組立て等特別教育											
	フルハーネス使用作業特別教育					□6						
	テールゲートリフター特別教育					□27						
	★安全管理者選任時研修	21・22			1・2			□22・23			13・14	
	★安全衛生推進者養成講習			△16・17					□5・6			
	★安全衛生推進者初任時教育					26						
	★衛生推進者養成講習			□19			8					2
★リスクアセスメント担当者研修						2						
衛生管理者受験準備講習		19・20・ 21		14・15・ 16		△30・ 1・2		17・18・ 19			16・17・ 18	

日 程：月欄の数字＝開催予定日 ○＝日程調整中

主催者：無印は三田、△は品川、□は大田

- 労務・安全衛生管理等講習は三田・品川・大田・渋谷・新宿・池袋協会と、資格関係講習は三田・品川・大田・渋谷協会との共催です。
- 三田労働基準協会会員は、受講料が必要な講習会等については、原則として会員割引等優遇措置があります(※は無料講習会)。
- 三田労働基準協会会員は、このほか(公社)東京労働基準協会連合会の講習が割引になります。東基連若しくは当協会HPをご覧ください。
- ★印の資格関係講習等は、別途委託開催をお受けします。企業内あるいは安全衛生協力会の教育研修などにご利用ください。詳しくは協会事務局(03-3451-0901)へご相談下さい。

みなとみた

令和8年3月号 令和8年3月15日発行(年6回発行)第30巻第2号通巻第174号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <https://www.mita-roukikyo.or.jp>